

● 出席停止となる学校感染症

感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで ※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	
中東呼吸器症候群 (病原体がβコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)		
特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律 第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)		
第二種	インフルエンザ ※ 鳥インフルエンザ (H5N1) および新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がβコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快したのち1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 ※潜在性結核感染症の治療は該当しない	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	

● その他の感染症

【条件によっては出席停止の措置が考えられるものであり、直ちに出席停止の対象になるということではありません。】

その他の感染症(病名)	出席停止期間の基準
溶連菌感染症	学校で、通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要がある時に限り、学校医の判断を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置を取ることができる
感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス感染症など)	
マイコプラズマ感染症	
手足口病	
伝染性紅斑	
ヘルパンギーナ	
帯状疱疹	
A型肝炎	
B型肝炎	